

検討の進め方について(案)

1. 検討の進め方について(案)

(1) タイヤ騒音規制の適用時期に係る検討について

タイヤ騒音規制については、タイヤに着目した新たな規制となるため、自動車ユーザー、タイヤ販売業者及び自動車整備事業者等の混乱を招くことがないようユーザーへの周知及び市場の対応準備が必要である。

このため、国内タイヤメーカー及び関連団体等へのヒアリングを行い、実現可能な適用時期を検討するために必要な内容を聴取し、聴取した内容等を基に実現可能な適用時期を平成25年度末までにとりまとめる。メーカー等ヒアリングについては、多くの企業秘密情報が含まれていることから利害関係人を除いた非公開WGとして開催する。

なお、本検討では、検討の前提となる具体的な規制のあり方や規制対象範囲の明確化等を行いつつ進めることとする。

(2) 更生タイヤの規制導入に係る検討について

更生タイヤの規制導入については、更生タイヤの普及率及びタイヤ騒音の実態を把握し、シミュレーションによる規制効果等を基に規制導入の検討を進めることが必要である。

このため、タイヤのリトレッド前後のタイヤ騒音を測定し、更生タイヤの騒音実態を調査する。また、国内更生タイヤメーカー及び関連団体へのヒアリング(非公開)を行い、R117-02規制値に対する更生タイヤの適合状況、騒音低減対策及び実現可能な騒音低減レベル等を聴取し、聴取した内容及びシミュレーションによる規制効果等を基に更生タイヤの規制導入について、平成27年度末を目処にとりまとめる。

なお、ヒアリングについては(1)と同様に行う。

(3) タイヤ騒音規制の実効性を向上させるための方策に関する検討について

新規制に適合したタイヤへの代替促進、規制の周知方法等、タイヤ騒音規制の実効性を向上させるための方策に関する検討を行うとともに、上記(1)～(2)の検討過程において、新たに生まれた課題等については適宜検討を行い、とりまとめることとする。

2. スケジュール(案)

(※検討会及びWGの回数はイメージ。必要に応じて、回数は数回程度変更する。)

タイヤ騒音対策検討会又はWG	平成24年度(2012)		平成25年度(2013)				平成26年度(2014)	平成27年度(2015)	
	第1回検討会	第2回検討会	第1回WG	第2回WG	第3回検討会	第4回検討会			
○検討会設置									
・目的、スケジュール及び国内状況等	→								
(1)適用時期の検討									
・具体的な規制のあり方や規制対象範囲の明確化		→							
・メーカー等ヒアリング(※ヒアリングは非公開)			→						
・ヒアリング内容を踏まえた適用時期の検討					→				
(2)更生タイヤの規制導入に対する検討									
・更生タイヤ騒音の実態調査		→							
・メーカー等ヒアリング(※ヒアリングは非公開)						→			
・規制効果の検証							→		
・実態調査及びメーカーヒアリングを踏まえた規制導入の検討(導入する場合、規制値及び導入時期も含む)							→		
(3)タイヤ騒音規制の実効性を向上させるための見直しの検討									
・その他(新たな課題に対する検討)				→					

中間とりまとめ

最終とりまとめ

→ は、タイヤ騒音規制検討会を示す。

→ は、タイヤ騒音規制検討WGを示す。